

第4回 ナンバープレート表示の視認性確保等に関する検討会 議事概要

日 時 平成21年3月24日(火) 13:00~15:00

場 所 中央合同庁舎2号館低層棟1階 国土交通省共用会議室3B

議題1 ナンバープレートカバーの法的規制の方向性について(説明:関係委員、事務局)

議題2 大型貨物自動車の後部ナンバープレート位置に関する基準策定のための視認性実験結果について(説明:関係委員、事務局)

議題3 大型貨物自動車の後部ナンバープレートの取付位置の基準案の検討について(説明:関係委員、事務局)

【ナンバープレートカバーの法的規制の方向性について】

[各委員からの質疑等]

- ・ 全面禁止という案でいいのではないか。
- ・ ナンバープレートカバーを付けているのはどのくらいの割合か。
- ・ 駐車場に停めていることは、「運行の用に供する場所」に該当するか。

[事務局よりの回答]

- ・ ナンバープレートカバーを付けている人の割合は、約3~5%と考えている。(第1回検討会資料のインターネットモニターアンケートを参照。)
- ・ 駐車場については、そこが一般の交通の用に供する場所であれば、「運行の用に供する場所」に該当する。
- ・ 規制については、省令の中で、運行の用に供しているという状態で、自動車登録番号標に覆いをかけるような行為を禁止にするような条文にすることを想定している。

【大型貨物自動車の後部ナンバープレート位置に関する基準策定のための視認性実験結果について】

【大型貨物自動車の後部ナンバープレートの取付位置の基準案の検討について】

[各委員からの質疑等]

- ・ 実験結果において、被験者の左利き、右利きに左右されたということはないのか。
- ・ パブリックコメントはどのように実施するのか。
- ・ この基準案ではパブリックコメントを実施した際、一般の方には分かりづらいのではないか。

- ・ 試験結果において、ナンバープレートの設置角度が30°、設置位置が200mmを超えると優位な差が見られると言っておきながら、基準案では設置角度が35°、設置位置が300mmにしているのは理屈に合わないのではないか。
- ・ 現在の大型車の車齢については、大体どのくらいか。
- ・ 遡及適用するべきではないのか。

[事務局等からの回答]

- ・ 被験者には左右のナンバープレートを観察し、全体を見てどちらが見やすいかどうかを判断するよう依頼した。
- ・ パブリックコメントの対象者は広く一般国民に対して行い、意見は国土交通省ホームページの中で募集する。
- ・ 試験結果をそのまま反映した基準案にすると、現状では車体に取り付けることができないため、ある程度猶予を持たせることにした。
- ・ 現在の大型車の車齢は大体、12, 3年である。
- ・ 遡及適用する条件としては、人体に危害が及ぶような場合に適用するべきであって、今回は遡及適用することは難しいと考える。
- ・ 取付位置の基準は告示で定めることを想定している。

【まとめ】

- ・ ナンバープレートカバーについては、全面禁止にすることで意見を頂いた。
- ・ パブリックコメントは、できるだけ国民に分かりやすい問いかけを行う。
- ・ 次回の検討会では、パブリックコメントの報告書、またナンバープレートカバーの法的規制、大型貨物自動車の後部ナンバープレートの取り付け位置基準の原案を掲示したい。